

二宮町町民活動推進委員会 第6回委員会議事録

日 時：平成19年2月22日（木）19：00～20：00

場 所：二宮町役場2階・第1会議室

出席者：山内和夫委員長・高橋武士副委員長・奥慶子委員・小野昌範委員・向後孝明委員
神保智子委員・関野勝治委員・蜂須賀光子委員・原幸男委員

欠席者：瀬戸宏委員・高山琢磨委員

事務局：安部課長・二見係長・剣持主事

傍聴者：なし

配布資料（委員には事前に送付している）

- ・会議次第
- ・資料1・・・11月22日 町民活動推進委員会開催結果の概要
- ・資料1-1・・・工事費と消耗品・備品の取り扱いについて
- ・資料2・・・平成19年度二宮町協働まちづくり補助金募集のお知らせ
- ・資料2-1・・・補助金企画提案申込書記載例（スタート支援）
- ・資料2-2・・・補助金企画提案申込書記載例（ステップアップ支援）
- ・資料2-3・・・プレゼン発表団体代表者へのお知らせ
- ・資料3・・・19年度 二宮町町民活動推進委員会開催計画（案）

1. 開会（安部課長より）

2. 委員長あいさつ

- ・本日も議事が円滑に進められるよう、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。

3. 議題

◆事務局より確認事項

- ・今回の議事録署名人は、山内委員長と関野委員にお願いする。

(1) 平成18年度検討内容のまとめについて

○前回会議のまとめについて・・・（資料1・1-1）

- ◆前回会議においての意見や決定事項をまとめたものを資料1、近隣市の工事費と消耗品・備品の取り扱いについてまとめたものを資料1-1として配布している。

※資料1・1-1を事務局より説明した。

(委員)

- ・補助金を申請している団体の中にNPO団体がある。NPOの場合は法人格を持っているのだから、当然きちんとした、法人会計に似合ったことをやっているはずなので、他のボラン

ティア団体とは違う。工事費や経費などの問題は当然向こう側が曖昧にはできない団体である。それに対して町の補助金が、明確な会計をやらなければいけない団体に対して曖昧にするというのはどうなのか。

- ・ボランティアというのは、善意と正義感と無償という理想的な基本があるが、実際、欧米などではボランティアと言っても有償ボランティアが多い。しかし、この補助金の中では全く人件費、労賃は認められていない。もちろんこの労賃は一般団体であれば時間給が500円でも300円でもいくらでもよいと思うが、NPOの場合には最低賃金法という法律に引っ掛かってくるので、時間給は最低それより払わなければ有償活動というのはなかなか難しいのではないかと。
- ・確かに補助金は経費面では補助をしてくれるが、仕事や生活など日頃犠牲にしている面が非常にある。最低賃金法までいかないまでも、経費の中で人件費が認められないものかと最近感じている。

(委員)

- ・その団体の中で「いくら払う」と決めてやるのには全然支障がないことである。町の補助金がその部分については踏み込まないというだけなので、その団体の中で、例えば、「事務局をやってくれる人にはこれだけ払おう」ということでも、それは全体の2分の1と3分の2しか補助金は出ないのだから、それはその団体の中でやり繰りしていくことではないか。
- ・ただ、あまりにも全部の経費の中でそれだけが多くて、ほとんど事業費がないというところは問題があるだろうから、それはその団体に補助金を出すかどうかという議論にはなるのではないかと。

(委員長)

- ・前回の形を踏襲して、申請書類等の中で検討していくと収入と支出の問題が当然出てくるだろうし、その性格等もあるだろうから、そのケースについて、それを見て経験を積んでいく。
- ・前もって想定しておいて議論するということも必要かも知れないが、出てきてみないと実際には分からないので、そこでどのような形を取るべきなのかということを決めていったらよいのではないかと。
- ・早急にここで、「アルバイト代や日当はいくら」という議論にはならないのではないかと。補助金で人件費を出してしまうと、人件費目当てに補助金をもらうという本末転倒なことも起こりうる。しかし、特例として認めてあげなければいけないようなケースもあるかも知れない。杓子定規にはちょっと考えられないので、プレゼンで説明を聞く必要があるだろう。
- ・しかし原則としては人件費というのは馴染まないのではないかと。例えば、収益性のあるような事業があれば当然その収益の中で人件費はまかなうべきであろうし、公益的な活動をする場合には、会費という形でポケットマネーを払い、会計などの方は大変だろうから、その会費の中から「些少ですが」という形でやってもらっている。
- ・原則論からいけばNPOの場合は事業としてやって構わないので、その中で処理していけばよいことだと思うので、実態を見て考えていったらどうか。そこで経験を積んで「こういう場合にはこうしようか」とすればよい。やはり我々はあまりにも今の段階ではノウハウがない。もしそれをここで議論すると、永遠に議論をすることになってしまう。恐らく皆さんは

言いたいことはよく分かっていると思うので、今回審査するにあたっては頭の片隅に置きながら対応していけばよいのではないかと。

(委員)

- ・この町には補助金を申請していない有償ボランティア団体がある。それに町が有償で委託している。その人たちの活動内容を聞くと、ほとんどが人件費である。要するに印刷代だの何だのというのはほとんどなくて、労力を提供して、それを町から補助金という形ではなくて委託費としてもらっている団体がいくつかある。そういう団体が現実存在していて、こちらの補助金に申請した団体には人件費を認めないことに対して私は疑問を持った。それならばこちらに申請しないで、町に直接委託費を申請して人件費として認めてもらえばよい。

(委員長)

- ・それは次元が違うのではないかと。有償ボランティアというのはそれなりのニーズがあって、その労働の対価として委託をするわけである。しかしこの町民活動というのは、そうではなくて自発的にやるということがあり、それに対して、「最初のスタートや、あるいは今までの実績の中で更なる発展的活動を行うためには、やはり何らかの支援が必要だろう」ということである。だからそういう有償ボランティア的なことを目的とする人たちは、こちらの町民活動の方には属さないのではないかと。
- ・町に委託費を申請できるのであれば、そちらでやればよい。ただ、それで委託されるのかというのは別問題である。

(委員)

- ・例えば調査委託を受けるなど、町が必要としていることをやって結局維持しているところが結構多くて、NPOでも問題になっている部分もある。「結局は町からのお金ではないか」というのもあるが、先ほど言われたこととは違うことではないかと私も思う。
- ・私も色々な事務局をやっているが、事務局というのは、変な話だがずっと継続的に無料でやるというのは非常につらいものがある。ゆくゆくはその団体で考えていかないと、事務局をやる人がいなくなってしまうので、先ほど委員長が言われたように、その会の中で「それだけの手間をしている」ということで何かしらものをするのは会の自由だと思うし、それも町があまり手を出してしまうと、「町の付属機関で自立性がなくなってしまう」ということも考えられるので、できたばかりなのでもう少し成熟した段階で色々なケースを考えていけばよいのではないかと。

(委員長)

- ・ここは議論があったということで、議事録に載せておくので次の議題に進めさせていただく。

○平成19年度協働まちづくり補助金の募集要領について

・・・(資料2・2-1・2-2・2-3)

- ◆19年度二宮町協働まちづくり補助金募集要領を資料2、補助金企画提案書スタート支援記載例を資料2-2、補助金企画提案書ステップアップ支援記載例を資料2-3、プレゼン発表団体代表者への注意事項をまとめたものを資料2-3として配布している。

※資料2、2-1、2-2、2-3を事務局より説明した。

(委員長)

- ・資料2-1の様式第4号の補助申請額について、10万円を超えている場合には、「10万円」と記載しなければいけないのではないか。交付希望額と申請額は一致しなければならないのではないか。他はよくできていると思うが。

(事務局)

- ・ご指摘のとおりで、計算上は15万円になるが、上限の10万円と記入する。

(委員)

- ・事前に読んできているが、疑問点はなかった。

(委員長)

- ・マニュアルとしてはよくできている部類に入るのではないかと。もし何かあれば、後でよいのでご指摘いただきたい。

(委員)

- ・ステップアップ支援とスタート支援の違いで、設立後2年というのはどこの時点なのか。

(事務局)

- ・申請書の募集期間が5月18日までになっているので、5月18日の時点ということになる。

(委員長)

- ・説明会の時には説明するのであろう。

(委員)

- ・それはお願いしたい。どちらを選択するのかというのは重要である。

(委員)

- ・年度で動いているということはないのか。

(事務局)

- ・他の市でも募集期間で区切っている。

(委員長)

- ・年度で区切った方がよければそうするし、申し込みの締切日で区切るのであればそれでも構わない。皆さんの方が団体で活動しているので、どちらの方が便利かということでご判断いただきたい。

(委員)

- ・5月18日というのはこちらの都合であって、団体の都合ではない。
- ・基本的には町の補助金でも県の補助金でも、役所からいただく場合は年度末に合わせるということをやっている。したがって3月末にしめる。そうしないと2か月のずれが起きると会計上問題が出てくる。役所に補助金をもらっている以上は役所の決算日に合わせるということをやっている。それで3月末で活動の決算書を作って4月なり5月なりで総会をやっている。だから4月1日から実際には新年度の経費も発生している。そういう意味で3月末の決算書を要求するというのが妥当ではないか。
- ・ある団体で、4月以降でラディアンを借りて部屋代が発生するが、その補助金は年度末を過ぎているので会計上未払い金にするということになっている。補助金が余っていれば返さなければならない。「3月いっぱい使わなくてはいけない」と個々の団体には申し合わせてい

るので、5月18日しめといきなり決めてしまうと、周知徹底する必要が出てくる。

(委員)

- ・これから毎年継続してやっていく時に、例えば、「19年度は5月18日であったが、20年度は5月20日になった」というのは変である。

(委員長)

- ・意見が統一されたようなので、3月末ということで進めていく。

(委員)

- ・申請書類はホームページからダウンロードできるのか。

(事務局)

- ・そのようにする。

(委員)

- ・結構、「知らなかった」とか、全額もらえんと思っていて、それで文句を言ってくる場所があったので、そのへんのPRを積極的にお願いしたい。

(委員長)

- ・4月29日の団体の説明会には、「補助金を申請したい団体はぜひ出席して説明を聞いて欲しい」と、広報等で周知徹底をはかると思うので、よろしくお願いしたい。

(2) 平成19年度町民活動推進委員会の開催計画(案)について

○平成19年度の委員会の開催計画について・・・(資料3)

◆平成19年度二宮町町民活動推進委員会開催計画(案)を資料3として配布している。

※資料3を事務局より説明した。

(委員)

- ・我々の委嘱が去年の5月付けで任期が2年である。平成20年5月までの開催計画は決まっていないのか。平成20年4月末で一応お役御免なのか。

(事務局)

- ・要綱上ではそうなっている。

(委員長)

- ・平成20年度の1回目が4月だとおかしなことになるので、そこはどう考えるのか。委員の公募の問題もあるだろうし、場合によっては、「新しい委員で4月スタート、3月まで」という形に直すのか。そこは課題にしておく。
- ・日にちが決定してあるものはこれでよろしいか。未確定のものはプレゼンが終わった後に具体的に決めていきたいので、この案で進めていく。

(委員)

- ・11月下旬のところの内容で、「表彰制度」というのはどんなことなのか。今年度は補助金のことを話し合うということだったが、実際に色々やった中で、もう少し補助金ではない部分で色々な協力体制があるとよいと思う部分もあるので、来年度はそういうこともどこかで検討していただけるとよいのではないか。

(事務局)

- ・町の総合長期プランの「ボランティア活動の推進」の中に表彰制度というものがあり、「どのようにするのかという検討をなささい」ということが出ている。これを検討する中では町だけでは仕方がないということで、やはりこのような委員会の中で、どういうものがよいのか意見をいただきながら表彰制度をどのようにするのかという議論もあるので、このように出している。
- ・また、今のお話のとおり、新たなテーマがあれば方向をすり替えるとか、もしくはプラスアルファでやっていくなど、そのへんは流動性を持っているので、その時に検討したいと考えている。

(委員)

- ・問題は表彰の基準である。「どうしてこの団体が、この人が選ばれたか」というのは実際には町民には分からない。
- ・逆に表彰制度があるから誰かを表彰しなければならない。特に町会では無理して出しているところもある。道路の清掃を毎日しているというだけで表彰をもらってしまったりしている。しかし、「そういう表彰対象者を出しなさい」と言われるので町会としては出している。誰かがよいことをやっていないか探しているわけである。それが出された中で表彰に値する人かどうか判断されて決まり、また、推薦した人でも漏れてしまう人もいるのであろうが、要は表彰基準がはっきりしない。表彰制度に関して議論するのであれば、表彰基準を決めなければならない。

(委員)

- ・町民活動をしている人に表彰するのか、個人に表彰するものなのか分からない。

(委員長)

- ・総合計画には何と書いてあるのか。

(事務局)

- ・「ボランティアの活動をしている個人及び団体」である。

(委員長)

- ・それは我々の仕事なのか。

(委員)

- ・我々が議論するテーマとは少し違うのではないか。

(事務局)

- ・行政が出す表彰というと自治功労である。それは明確に基準が決まっている。
- ・例えば、「海岸清掃を毎日やっていただいた」などは表彰ではなく感謝状という使い分けをしている。だから表彰制度とは言っても、町の自治功労に値する表彰と感謝状。要するに町として日頃の活動に対して感謝するという使い分けがあるので、そのへんも含めて内部でもよく議論して、皆さんにおはかりするところはそのへんの基準も含めて、どういう取り扱いをするのかというのはこちらで素案を作ってまた投げさせていただきたい。

(委員)

- ・ボランティア団体の表彰は難しい。

(委員長)

- ・それで甲乙つけるというのも、実はおかしな話である。

(委員)

- ・嫌がって辞退してしまう人も結構いる。

(委員)

- ・原点主義でなく加点主義で考えれば、そこそこ何かやっていたらみんな表彰してあげればよい。褒めてあげるというのは非常に大事なことである。ところが、それに漏れた人が、やはりがっかりしてしまう。だから、そこをきちんとはつきりする基準が必要である。

(委員長)

- ・内容では判断できないので、大体は継続年数である。

(委員)

- ・それならそれで最低5年以上など、そういう基準を作ればみんなが分かりやすい。

(事務局)

- ・これはもう一度、内部でもよく議論させていただいて、皆様におはかりするようなことがあるようであれば、ぜひまたご意見をいただきたい。

(委員)

- ・この委員会の目的はこれではない。ある意味では越権行為である。

(委員長)

- ・恐らくこれは、私は取りまとめできない。必要だという人もいればいらぬという人もいるだろう。

(委員)

- ・それこそ価値観がばらばらである。

(事務局)

- ・確か神奈川県が美化清掃などで表彰をしている。町内の、例えば老人クラブなどが清掃をやっている、それを順に表彰して感謝するという意味ではよいことである。今まで継続的にはやってきているが、内部でよく議論させていただきたい。

(委員長)

- ・話があれば意見を出すということではよいのではないか。
- ・もし表彰制度のことをやるのであれば、全町的な立場から表彰制度のための機関を作ればよい。

(委員)

- ・今はその機関はないのか。

(事務局)

- ・自治功労の表彰審査会というものはある。それは町の条例で決められている。それに見合う形では毎年やっている。

(委員)

- ・表彰制度も「今更」という感じであるが。

(事務局)

- ・「協働のまちづくり」を始めて、そこからの流れである。

(委員長)

- ・これは主題ではないので、今までの議論の中でご指摘がなければ次に進めさせていただく。

(3) その他

- ◆小野委員が3月で異動となり二宮町を離れるため、後任の方には引き継いでおいていただくとともに、事務局からも説明に伺う。
- ◆事務局より
 - ・事務局で次回の会議までに19年度の年間スケジュール、補助金の募集関係、説明会時のQ & A、審査基準などを準備する予定。
 - ◆次回会議の日程について
 - ・次回会議は4月11日(水)に開催予定。

4. 閉会(山内委員長より)

- ◆20:00に閉会した。

議事録署名人_____

議事録署名人_____